

令和7年11月市議会 環境経済委員会資料

第200号議案 長崎市火入れに関する条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の概要	2
2 改正の内容	3
3 新旧対照表	4~5
【参考】 火入れについて	6~8
長崎市火災予防条例の改正について	9~11

水産農林部
令和7年11月

1 改正の概要

令和7年2月26日に発生した大船渡市の林野火災を受けて、国において林野火災注意報や警報の的確な発令等によって林野火災の予防の実効性を高めることが必要とされた。このことを受け、本市においても当該実効性を高めるため、令和7年11月議会において長崎市火災予防条例を改正し、同火災に関する注意報を設けることに伴い、火入れの方法の規制等を見直すもの。



令和7年2月大船渡市林野火災の様子（左：延焼中 右：消火後）

※大船渡市HPより

2 改正の内容

ア 改正内容

火入れの中止等の基準へ**林野火災に関する注意報**を追加する。

現行		改正後
<ul style="list-style-type: none">火入れ中に風勢等により、他に延焼するおそれがあると認められるとき強風注意報異常乾燥注意報火災警報	義務	<ul style="list-style-type: none">火入れ中に風勢等により、他に延焼するおそれがあると認められるとき強風注意報乾燥注意報火災に関する警報

新設

努力義務

林野火災に関する注意報

※長崎市火災予防条例において、林野火災に関する注意報が発令された場合の火の使用的制限が努力義務であることを鑑み、火入れの規制及び中止においても同様とする。

※異常乾燥注意報については、1988年に乾燥注意報に見直されているため、今回併せて改正する。

イ 施行期日

令和8年1月1日（長崎市火災予防条例の改正と同日施行）

※「異常乾燥注意報」を「乾燥注意報」への変更等所要の整備については公布の日から施行する。

3 新旧対照表

長崎市火入れに関する条例

改正後	改正前
○長崎市火入れに関する条例 昭和59年6月30日 条例第38号 (趣旨) 第1条 この条例は、森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)第21条の規定に基づき火入れの許可その他必要な事項を定めるものとする。	○長崎市火入れに関する条例 昭和59年6月30日 条例第38号 (趣旨) 第1条 この条例は、森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)第21条の規定に基づき火入れの許可その他必要な事項を定めるものとする。
第2条～第8条 [略] (火入れの方法) 第9条 火入者及び火入責任者は、火入れを行おうとするときは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに、風下から行わなければならない。	第2条～第8条 [略] (火入れの方法) 第9条 火入者及び火入責任者は、火入れを行おうとするときは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに、風下から行わなければならない。
2 [略] 3 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は火災に関する警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。 4 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、 <u>林野火災に関する注意報が発令された場合には、火入れを行わないように努めなければならない。</u>	2 [略] 3 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。 4 [新設]

3 新旧対照表

長崎市火入れに関する条例

改正後	改正前
<p>(火入れの中止)</p> <p>第10条 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる<u>場合</u>又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは火災に関する警報が発令された場合には、速やかに消火しなければならない。</p> <p>2 火入責任者は、林野火災に関する注意報が発令された場合には、速やかに消火するよう努めなければならない。</p>	<p>(火入れの中止)</p> <p>第10条 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる<u>とき</u>、又は強風注意報、異常乾燥注意報若しくは火災警報が発令された<u>ときは</u>、速やかに消火しなければならない。</p> <p>2 <u>【新設】</u></p>

|(1)火入れとは（森林法）

土地の利用の目的をもって、その土地の上にある立木竹、雑草、堆積物等を面的に焼却する行為のこと。

森林またはその周囲 1 kmの範囲内における火入れには、市長の許可が必要である。
(森林法施行令第3条の2)

|(2)許可の要件

ア 下記のいずれかの目的であること。（森林法第21条第2項各号）

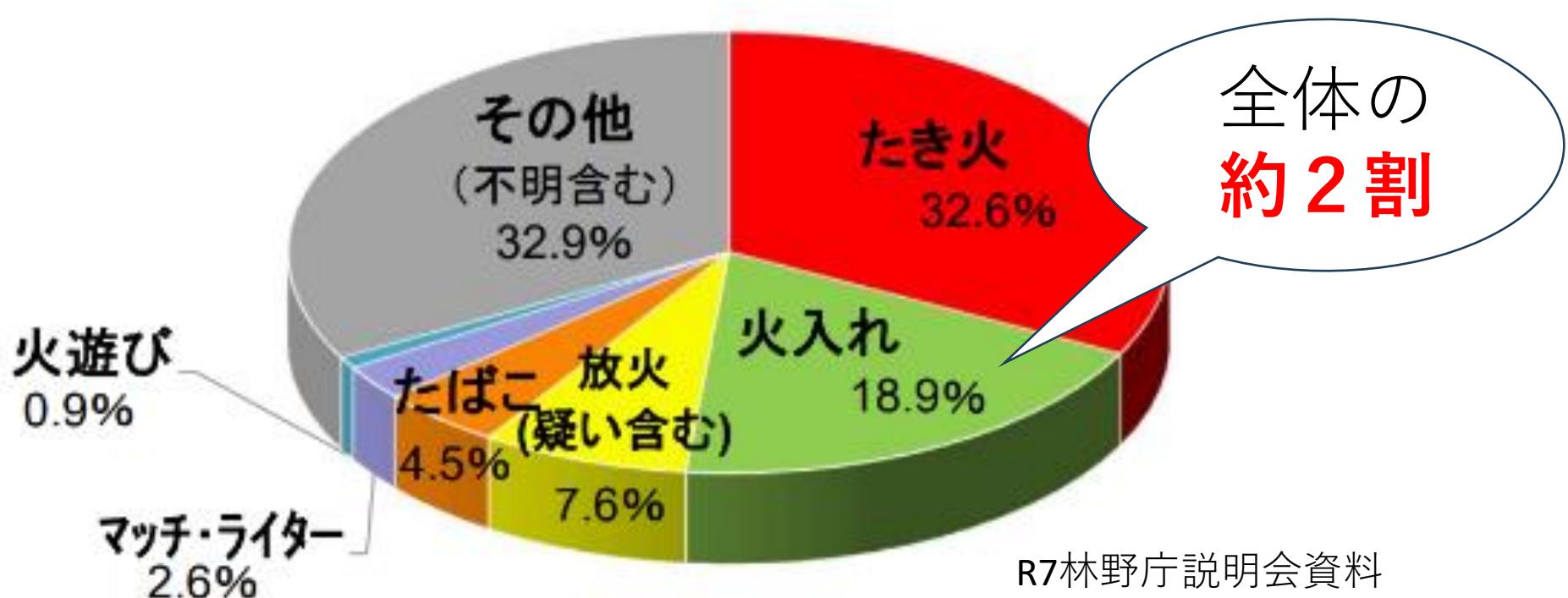
- ・造林のための地ごしらえ
- ・害虫駆除
- ・採草地の改良
- ・開墾準備
- ・焼畑

イ 火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入れを行おうとする期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められるとき。

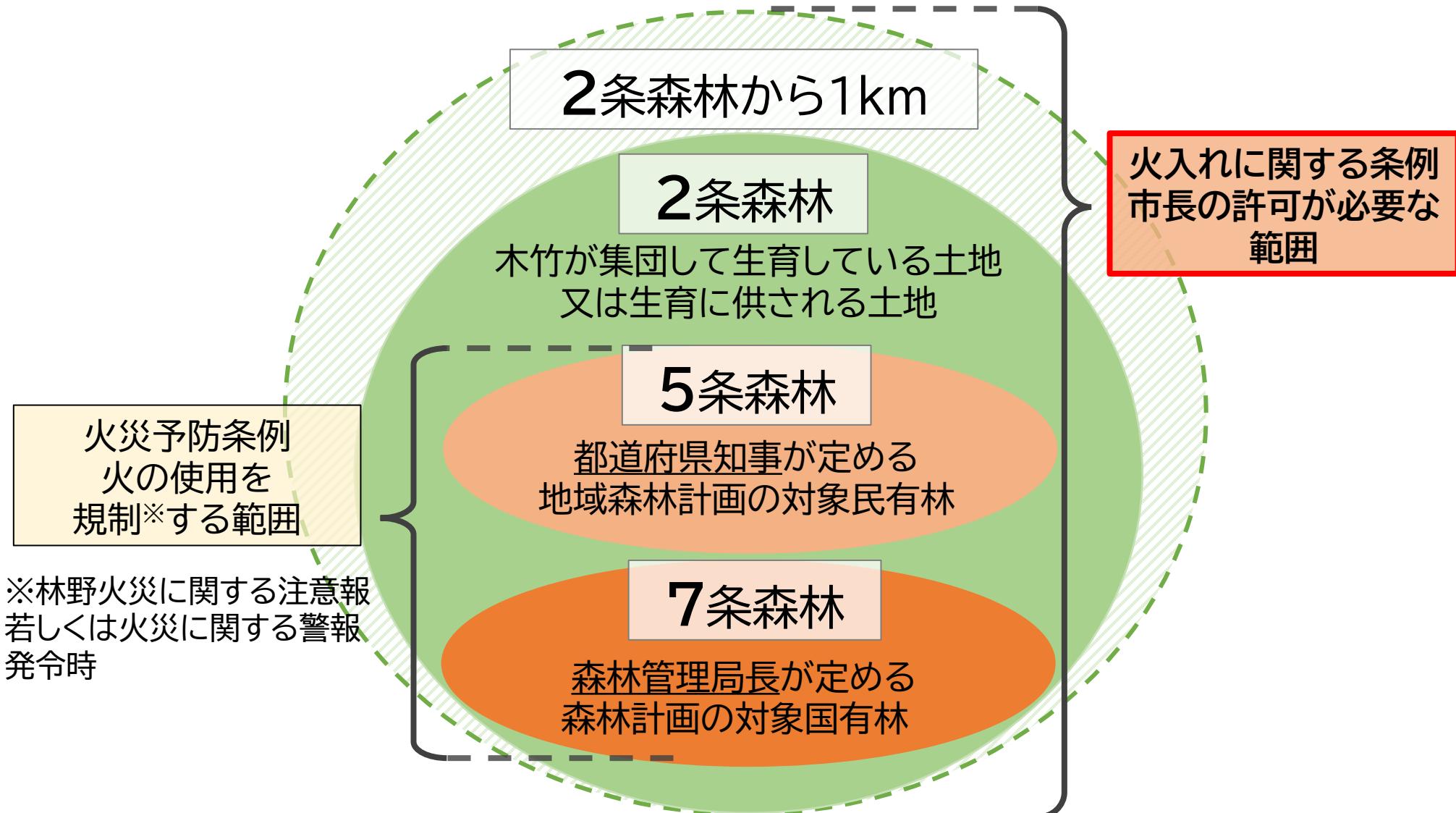
|(3)本市の許可の実績

平成18年度以降許可実績……0件

（4）国内で発生した林野火災の出火原因の割合(R元～R5)



（5）森林法で定める森林の区別



【参考】長崎市火災予防条例の改正について

(1)改正内容(火入れ関連部分)

○ 林野火災の予防を目的とした注意報の新設及び警報の発令【第29条の8及び第29条の9関係】

	林野火災に関する注意報	林野火災の予防を目的とした火災に関する警報
概要	林野火災の予防上注意を要する気象状況になった際に、第29条に規定する火の使用制限の注意喚起を行うもの(努力義務)	林野火災の予防上危険な気象状況になった際に、第29条に規定する火の使用制限を行うもの(義務)
区域	火の使用制限の対象区域については市長は指定する。	

○ 火の使用の制限の見直し【第29条関係】

第29条 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、可燃性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等で、火災発生のおそれがあると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- (6) 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。
- (7) [削る]

（2）発令指標【林野火災の予防及び消火活動について（令和7年8月29日付け消防災第130号等通知）】

林野火災に関する注意報	林野火災の予防を目的とした火災に関する警報
①前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 前30日間の合計降水量が30mm以下	
②前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 乾燥注意報が発表	林野火災注意報の発令指標 かつ 強風注意報
※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、発令しないことも可能。	

(3) 国通知の発令指標及び発令対象期間に基づく長崎市の過去3年間における林野火災注意報及び警報の発令日数（長崎市の分析結果）

		林野火災に関する注意報	林野火災の予防を目的とした火災に関する警報
期間 1月～5月	令和4年	44日(29.1%)	1日(0.6%)
	令和5年	31日(20.5%)	0日(0%)
	令和6年	23日(15.1%)	0日(0%)
	年平均	32.7日(21.6%)	0.3日(0.2%)

※パーセンテージは、1～5月の期間の総日数(151日又は152日)に対する発令日数の割合を示す。